

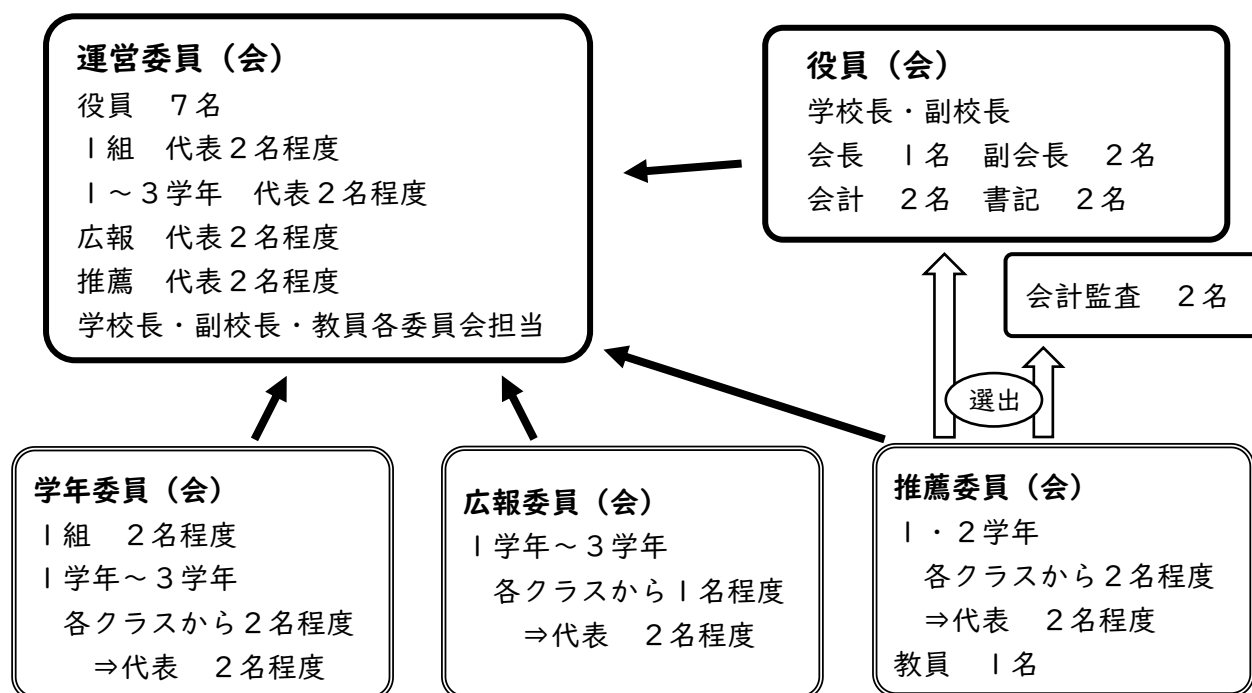
PTAのしおり

〈令和8年度版〉

目 次

役員・委員会構成図	2
1. P T Aとは	2
2. みんなのP T Aにするために	2
3. 一中P T Aについて	2
4. 各委員会の説明	
学年委員会	3
広報委員会	3
推薦委員会	3
運営委員会	3
役員会	4
特別委員会	4
周年実行委員会	4
5. 総会	4
6. 狛江市立学校P T A連合会	4
狛江市立狛江第一中学校 P T A規約	
第1章 名称と事務局	5
第2章 目的	5
第3章 方針	5
第4章 事業	5
第5章 会員	5
第6章 役員と委員	6
第7章 会議	7
第8章 会計	8
第9章 個人情報の取り扱い	8
第10章 規約および細則等の改廃	11
細則および内規	
1. 会計に関する細則	12
2. 会計監査に関する細則	12
3. 推薦委員会規定に関する細則	13
4. 狛江第一中学校P T A慶弔見舞金等に関する内規	14
狛江第一中学校P T A友の会	15

役員・委員会 構成図



1. PTAとは

PTA (Parent-Teacher-Association) の略で、Pは両親、Tは教員、すなわち「父母と教員の会」です。

PTAは、アメリカの首都ワシントンのアリス・マククリーラン・バーニーと、その協力者であったフィビー・アバースン・ハーストという二人の婦人により誕生しました。この世に新しく生まれてくる子どもたちを、幸福なより良い環境におくことが出来るようにと、PTAの前身「全国母親協議会」が発足され、父母と教員が共に話し合い、協力して運営されるようになりました。

2. みんなのPTAにするために

PTAは、学校の教育目標達成を目指して、保護者と教員がともに学び、考え、様々な問題解決のために活動する団体です。

*会員はPTA活動に自主的・自発的に参加することが望まれます。

*PTA活動は、どのような家庭事情の方も参加できるように配慮します。

3. 一中PTAについて

近年、規約全体を見直し会員の誰もが気軽に参加できるようになりました。保護者と教員が協力して活動する一中PTAは、会員の声を大切に運営されています。

PTAは学校教育・家庭教育・社会教育等に関する教育環境の向上をはじめとして、学校主催の諸行事へのサポートのために、学校・保護者・地域が相互に連携するプラットフォームとして機能しています。また会員の積極的なPTA活動の参加により、一中生徒の学校生活がより良くなるよう貢献することができます。

4. 各委員会の説明

【学年委員会】

*学年委員会の役割

会員の声をPTA活動に反映させること、PTA全体の動きを会員に知らせるのが学年委員の役割です。各クラスでの懇親会を開催することができます。

- ◆ 運営委員会からの報告事項や検討事項は、委員会に持ち帰り検討されます。
- ◆ 各クラスの保護者会やクラス懇親会などで出された意見は、各クラスの学年委員を通じて学年委員会で話し合われます。必要に応じ運営委員会へ議題を提案します。

*学年委員会の活動

- ◆ 学年委員会は1～3年生の各クラスと1組から2名程度選出されます。
- ◆ 委員会は、各学年に代表が招集し随時開催できます。
- ◆ 各学年に応じた活動計画を立て、総会で承認された内容に沿って活動します。経過は運営委員会に報告します。
- ◆ 新たな企画や活動を行う場合には、運営委員会で承認を得る必要があります。
- ◆ 学校からの依頼に応じ、学校行事の手伝いを行います。

【広報委員会】

*広報委員会の役割

- ◆ 広報紙はPTAの会報であり、PTAの活動を会員に知らせるとともに、会員の意見を吸い上げ紙面に生かします。
- ◆ 会員の抱える共通の問題等を提示し、会員の意識を高めます。

*広報委員会の活動

- ◆ 広報委員は1組以外の各クラスから1名程度選出されます。
- ◆ 広報委員はお互いに助け合って協力し広報紙を作成します。
- ◆ 年間の活動計画を立て、総会で承認された内容に沿って活動します。
- ◆ 令和8年度より、紙面配布ではなくデジタル配信へ形式を変更予定です。

【推薦委員会】

*推薦委員会の役割

子どもたちがより良い教育環境で過ごすことができるように、学校と保護者が協力し、会員の誰もが参加できる活発なPTA組織を作るため、翌年度の役員を選出します。

*推薦委員会の活動

- ◆ 推薦委員会規定に関する細則（P14）に基づいて活動します。
- ◆ 推薦委員会が翌年度役員になることができません。また推薦委員会を年度途中で辞めて翌年度の役員になることもできません。
- ◆ 推薦用紙の形式は前年度を参考にして、その都度話し合っ決めて決めます。
- ◆ 翌年度の役員選出は自薦・他薦を問いません。

【運営委員会】

- ◆ 役員・各委員会代表・学校長・副校長・教員若干名で構成します。

- ◆ P T A全体の活動を円滑にするために、学校からの依頼や各委員会の活動の必要な事項について審議し調整します。
- ◆ 会長の招集により、随時運営委員会を開催します。
- ◆ 委員会代表は、運営委員会に出席し各委員会の活動の経過を報告します。また運営委員会からの要望や意見、議題を各委員会に持ち帰り検討します。
- ◆ 運営委員会を欠席する場合は、事前に役員への連絡が必要です。

【役員会】

- ◆ P T A会長・副会長・会計・書記と学校長・副校長で構成されます。
- ◆ 役員会はP T A運営について話し合い、運営委員会の準備を行うもので議決権はありませんが、緊急事態が生じた場合は審議処理を行います。

【特別委員会】

- ◆ 運営委員会が必要と認めた場合に特別委員会を設置することができます。
- ◆ 設置した後は他の委員会と同様に運営され、任務完了と同時に解散します。

【周年実行委員会】

10年ごとに行われる学校周年行事について、P T Aが主催する行事の企画・準備および運営や学校主催行事のサポートを行います。
準備委員会を経て、委員の募集を行い活動します。

5. 総会

総会は、P T Aにおいて最高の決議機関です。

P T Aの活動・予算・決算・規約等について、会員が意見を伝えることのできる場です。

総会は定期総会と、緊急の場合や必要に応じて開く臨時総会があります。

〈定期総会（5月頃）〉

1. 前年度活動報告および決算報告の審議と承認
2. 会計監査報告と承認
3. 新年度活動計画および予算の審議と承認

6. 狛江市立学校P T A連合会

狛江市立小学校・中学校が加入している組織で、P連と呼ばれます。

P連の理事は各学校のP T A役員・学校長・副校長で構成され、10年に1度当番が回ってきます。

当番校になった場合は、担当校のP T A会長がP連会長としてその任にあたります。P連当番校の理事は通常のP T A役員とは別に役員が選出され事務局を担当します。

P連の活動は、各校との情報交換・行政機関への請願・こどもみまもり110番の実施・他地域団体との連携協力等があります。

狛江市狛江第一中学校 P T A 規約

第1章 名称と事務局

- 第1条 本会は、昭和24年4月6日に設立し、狛江市立狛江第一中学校P T A（保護者と教員の会）と称し、所在は、狛江市立狛江第一中学校内におく。
（所在地：狛江市和泉本町2-15-1）

第2章 目的

- 第2条 本会は、学校と家庭と地域とが協力し、生徒の健全な育成を図るとともに会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3章 方針

- 第3条 本会の目的を達成するために次の方針を定める。
1. 学校教育に協力する民主団体として活動する。
 2. 本会と同じ目的をもつ他の団体と連絡し協力する。
 3. 教育行政及び学校経営に関与しない。

第4章 事業

- 第4条 本会は次の事業を行う。
1. 生徒の教育向上に資する研究と研修をする。
 2. 学校の教育的環境の整備充実を図る。
 3. 学校と家庭との連絡を密にして生徒の健全な育成につとめる。
 4. 会員相互の親睦を図り教養を高める。
 5. その他本会の目的遂行上必要と認めた事業を行う。

第5章 会員

- 第5条 本会は本校生徒の保護者（P）と教員（T）とで構成する。
- 第6条 会員は、会費を納め規約を守り、会の運営に協力する。会員は総会、委員会に活動報告を求め意見を提出することができる。

〈入会〉

- 第7条
1. 本会に入会しようとする者は、別に定める入会届を本会に届出るものとする。
 2. 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない
 3. 入会届の提出がないがPTA会費を納入した者はPTAに入会したものとみなす。
 4. 入会期間は入会届の提出日から、生徒の卒業・転居、教職員の異動等で会員資格を失った時まで、または会員が提出した脱会届に記載された脱会日までとする。

〈脱会等〉

- 第8条
1. 本会を脱会しようとする者は、脱会日の1ヵ月前までに書面により本会に届出るも

のとする。なお、年度の途中で脱会した場合であっても、当該年度の年会費は返却しないものとする。

2. 会員が次の各号に該当する場合は、脱会したものとする。

(1) 生徒の卒業や転居、教職員の異動等によって、会員の資格が無くなる場合

(2) 会員本人から、別に定める脱会届が本会長に提出された場合

第6章 役員と委員

第9条 本会に次の役員及び会計監査委員をおき、会員より選出する。

1. 会長 1名 (P 1)
2. 副会長 3名 (P 2 T 1名)
3. 書記 3名 (P 2 T 1名)
4. 会計 3名 (P 2 T 1名)
5. 会計監査委員 3名 (P 2 T 1名)

第10条 役員及び会計監査委員は、推薦委員会規定に基づいて推薦し文書をもって承認とする。但し教員は、学校の互選により総会の承認を得る。

第11条 推薦委員会は、次の会員によって構成する。委員の人数は標準人数とし、活動の必要に応じて運営委員会において変更することができる。

1. 1組以外の各学級の会員から互選により1・2学年は各2名程度
2. 副校長

第12条 推薦委員は、役員及び会計監査委員の役につくことはできない。

第13条 本会に次の委員をおき、会員より選出する。教員はいずれかの委員になる。

委員の人数は標準人数とし、活動の必要に応じて運営委員会において変更することができる。

1. 1組委員 2名程度
2. 1学年委員 各学級より 2名程度
3. 2学年委員 各学級より 2名程度
4. 3学年委員 各学級より 2名程度
5. 広報委員 1組以外の各学級より 1名程度

第14条 役員と委員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその代行を努める。
3. 書記は事務運営を担当する。
4. 会計は経理を担当し、総会で報告する。
5. 会計監査委員はその年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。但し監査は年2回行うものとする。
6. 委員は各委員会の活動をする。

第15条 役員、会計監査委員及び各委員の任期は4月1日から翌年3月31日迄とする。但し再選は妨げない。

役員、会計監査委員に欠員が生じた場合は委員会総会で選出補充する。

各委員に欠員が生じた場合は該当する学級より補充する。

任期はいずれも前任者の残任期間とする。

第7章 会議

第16条 本会は次の会議を開催する。

【1】 総会

1. 総会は、本会最高議決機関である。
2. 総会は、会長が招集する。
3. 総会は、次の事項を審議及び承認する。
 - (1) 前年度活動報告
 - (2) 前年度決算報告
 - (3) 前年度会計監査報告
 - (4) 新年度事業計画案並びに予算案
 - (5) その他
4. 総会は、WEB会議システム等を用いて開催することができるものとする。
5. 総会は、全会員の3分の1以上により成立し、委任状を認める。
但し議決権は認めない。
議長は2名とし互選による。
6. 議事の議決は出席者の2分の1以上による。但し議決権は一世帯一票とする。
可否同数の場合は議長が決定する。
7. 総会審議は書面（電磁的記録を含む）によって行うことができるものとする。
書面表決の場合、表決票のみとする。
8. 総会の議事に関する資料は遅くとも総会5日前迄に配布する。

【2】 臨時総会

臨時総会（WEB会議システム等を用いて開催する会議を含む）は、運営委員会が必要と認めた時、また会員の5分の1以上の要請があった時、会長が招集する。

その他は第16条、第1項、第4,5,6,7,8号に準ずる。

【3】 委員総会

委員総会（WEB会議システム等を用いて開催する会議を含む）は、総会に次ぐ議決機関で全委員と役員とで構成し、緊急重要事項で総会を開くことが困難な場合に会長が招集し開催する。その他は第16条、第1項、第4,5,6,7,8号に準ずる。

【4】 役員会

役員会（WEB会議システム等を用いて開催する会議を含む）は、校長、副校長及び役員によって構成され会長が招集する。

役員会は、運営委員会の議題を検討し緊急事項等の審議をする。

【5】 運営委員会

運営委員会（WEB会議システム等を用いて開催する会議を含む）は、役員、各委員会の代表、校長、副校長及び教員若干名で構成し、構成人員の2分の1以上の出席により成立する。

1. 定例運営委員会

会長が適宜招集し次の事項を審議処理する。

議長は2名とし互選による。

- (1) 総会の決定に基づく事業の審議

- (2) 総会の議案作成
- (3) 各委員会の連絡調整
- (4) 必要と認められる特別委員会の設置
- (5) その他の運営上必要な事項

2. 臨時運営委員会

運営委員の3分の1以上の要請があった場合及び役員会が必要と認めた時、会長は臨時運営委員会を招集する。

3. 運営委員会を、会員は傍聴することができる。

【6】 各委員会

各委員会（WEB会議システム等を用いて開催する会議を含む）は、各学級から選出された委員と教員とにより構成し、代表2名程度を選出する。委員会は代表が招集し、必要に応じて開催する。

1. 学年委員会は各学年で構成し、学級、学年の運営に協力する学級会及び学年会を開き活動する。また学年が主催し必要に応じて各学年で合同委員会を開くことができる。合同委員会は、学年委員会、広報委員会で構成する。

2. 広報委員会は、広報誌を年一回以上発行し、その他広報活動にあたる。

第8章 会計

第17条 本会の経費は、会費、事業収入を以て支弁する。

第18条 本会の会費額は次のとおりとする。

1. 会費は、一世帯年額2,400円を基本額とする。但し、年度ごとの収支決算によって、若干の減額又は増額を行うことができる。

2. 第2項の規定による会費の減額及び増額は、運営委員会で検討し総会の承認を得て行う。

3. 教員の会費については、1名年額1,000円を基本額とする。

第19条 会費の免除及び分割払いは、会員の諸事情により認めることができる。

但し、分割は2分割（6月と12月）とする。

第20条 転入者の会費納入などの必要な事項は、別途細則に定める。

第21条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月末日までとする。

第9章 個人情報の取り扱い

第22条 個人情報については、以下に則り、適切に取り扱うものとする。

1. 目的

この規定は、狛江市立狛江第一中学校（以下「本学校」という。）PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の活動の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2. 定義

この規定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識

別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

（２）保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

（３）本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。

（４）役員：本会の役員会を構成する者をいう。

（５）運営委員：本会の運営委員会を構成する者（役員を含む）をいう。

３．責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる活動を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

４．個人情報保護管理者

（１）本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

（２）個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示、訂正の請求および苦情の申出に対し、適正に処理する責務を負う。

（３）個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

５．利用目的の特定

本会が取り扱う個人情報の利用目的は、下記の通りである。

- ・ 名簿の作成・配布
- ・ 広報紙（紙媒体のみならずWeb媒体を含む）の作成・印刷・配布・配信・公開
- ・ ホームページの作成・配布・公開
- ・ 書類の配布・配信・公開
- ・ 総会の議決
- ・ 委任状の確認
- ・ イベントの参加募集・出欠確認
- ・ お手伝い（ボランティア）の募集・出欠確認
- ・ アンケートの回収
- ・ P T A会費の集金及び管理業務
- ・ 委員等選出
- ・ アプリでの利用

上記以外に、利用目的を追加する場合は、全会員から同意を取得するものとする。

６．個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに病歴、社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

７．個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または生徒の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

8. 個人情報の管理

① 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

(1) 紛失、破損その他の事故防止

(2) 改ざんおよび漏洩の防止

(3) 個人情報の正確性の維持

(4) 個人情報の適切な引継ぎ

(5) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

② 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

9. 第三者への提供の制限

① 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

② 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(3) 狛江市立狛江第一中学校PTA（保護者会）及び狛江市・東京都・ブロックPTA協議会の業務委託先

③ 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

10. 第三者からの提供

本会は、本学校等、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

11. 個人情報の開示請求

本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

12. 個人情報の訂正または削除請求

本会は、本人から保有する個人情報の利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

13. 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

14. 漏えい時などの対応

① 本規定に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

② 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく役員に報告するとともに適切な措置をとる。

15. 周知

個人情報取扱いの方法は、総会資料への掲載やホームページへの掲載、職員室への掲示などの方法で周知する。

第10章 規約および細則等の改廃

第23条 本会の規約の改正は、総会で3分の2以上の同意を以て行うことができる。

第24条 本会の細則等の改廃は、運営委員会で検討し承認を得る。

- 附則 この規約は、昭和24年 5月 8日より施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、昭和52年 4月 1日より施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、昭和58年 5月14日より施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、昭和62年 5月 9日より施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、昭和63年 5月 7日より施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、平成元年 3月10日より施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、平成11年 3月 6日より施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、平成12年 3月 4日より施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、平成15年 5月 8日より施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、平成16年 3月 9日より施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、平成20年 5月12日より施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、平成27年 5月 1日から施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、平成29年 5月 2日から施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、令和3年 5月13日から施行する。
- 附則 この規約の一部改正は、令和6年 1月 1日から施行する。

細則及び内規

1. 会計に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、本校 PTA 規約第8章(会計)の第18条に基づき、転入者の会費納入額を定めることを目的とする。

(転入者の会費納入)

第2条 転入者の年会費の納入額は、転入時期によって次の各号の区分による。
 なお、転出者から会費返金の要求があった場合に限り、この細則を準用することができる。

- (1) 4月～6月までの転入は、全額
- (2) 7月～9月までの転入は、年会費の4分の3
- (3) 10月～12月までの転入は、年会費の半額
- (4) 1月～3月までの転入は、年会費の4分の1

附則 この細則は、平成27年10月8日から施行する。

2. 会計監査に関する細則

会計監査委員はその年度の会計を監査しなければならないが、委員となった教員(T)が新年度に異動があった場合、代理者が監査する。

但し、代理者は学校の互選により役員会の承認を得て会長が委嘱する。

本細則は、平成20年4月15日より施行する。

3. 推薦委員会規定に関する細則

- 第1条 役員及び会計監査委員の推薦は、規約第6章の第9条、第10条、第11条、第12条に基づき行う。
- 第2条 推薦委員の第一回の招集は、会長が行う。
- 第3条 推薦委員会は、役員及び会計監査委員の推薦を行う旨を全会員に通知する。推薦は無記名で行い、一定の期日を決めて受け付ける。
- 第4条 役員及び会計監査委員の推薦は、自薦、他薦、抽選のいずれでも良い。但し推薦委員会は推薦を受ける者の意志を確認しなければならない。
- 第5条 推薦委員会は、被推薦者を2月末迄に決めなければならない。
- 第6条 推薦委員会で推薦を受けた役員及び会計監査委員の氏名は、一覧表にまとめ、3月15日迄に全会員に配布することとする。
- 第7条 推薦委員会は立候補者を除き、下表辞退可能ルールを適用することができる。

役職辞退可能ルール			辞退可能な役職				
*くじ引きで決める際は、本部役員が立会う			経験した生徒		兄弟姉妹		
			役員	委員会	役員	委員会	
経験した役職・委員会	役員	会長	可	可	可	可	
		副会長	可	可	可	可	
		書紀	可	可	可	可	
		会計	可	可	可	可	
		会計監査	可	可	可	可	
	委員会	学年	委員	翌年度のみ可	可	不可	不可
			代表	可	可	可	可
		広報	委員	翌年度のみ可	可	不可	不可
			代表	可	可	可	可
		推薦	委員	翌年度のみ可	可	不可	不可
			代表	可	可	可	可

※辞退可能とは、くじ引きなどで選出された際に自身の意志で辞退ができるという意味です。立候補はもちろん可能です。なお、過去経験にカウントされるのは狛江一中での経験です。小学校や他校での経験は無効です。

- 第8条 本規定は、昭和47年 1月25日より施行する。
- 本規定は、昭和63年 5月 7日より一部改正施行する。
- 本規定は、平成元年 3月10日より一部改正施行する。
- 本規定は、平成16年 3月 9日より一部改正施行する。
- 本規定は、令和 2年 10月29日より一部改正施行する。
- 本規定は、令和 3年 1月19日より一部改正施行する。
- 本規定は、令和 4年 4月1日より一部改正施行する。
- 本規定は、令和 6年 1月1日より一部改正施行する。

4. 狛江第一中学校PTA慶弔見舞金に関する内規

第1条 狛江第一中学校PTA会員及び生徒に対する慶弔見舞金等については、この内規の定めるところによる。

第2条 慶弔見舞金等の支給対象者、種類、金額及び適用は、次による。

支給対象者	種類	金額	適用
生徒	病氣見舞い	3,000円	入院10日以上
	芝生	5,000円	
会員（保護者）	病氣見舞い	3,000円	入院1ヶ月以上
	死亡	5,000円	
会員（教員）	結婚	3,000円	
	病氣見舞い	3,000円	入院1ヶ月以上
	死亡	5,000円	

第3条 第2条の規定にかかわらず運営委員会の承認による場合は、この限りではない。

第4条 災害見舞金は、会員が水害、火災、震災その他の非常災害により、その住居又は家財に損害を受けたとき、その損害の程度に応じて、運営委員会の審議によって決定する。

第5条 この内規を改廃しようとするときは、運営委員会の決議を経なければならず、その結果は会員に報告する。

附則 この内規は、昭和39年2月14日より施行する。

附則 この内規は、昭和52年4月1日より一部改正施行する。

附則 この内規は、平成元年1月17日より改正施行する。

附則 この内規は、平成11年2月10日より改正施行する。

附則 この内規の一部改正は、平成26年2月6日から施行する。

狛江第一中学校 PTA友の会

1. 目的

狛江一中に在籍する生徒の保護者によって結成され、スポーツ交流、学校・PTA行事及びこれらに付随した諸活動への支援等を通じた保護者と学校関係者、地域との相互交流を行うことによる保護者自身の向上と学校、保護者、地域との相互理解の促進と親睦、本校の発展に資することを目的とする。

2. 活動内容

- ◆ おやじのバレーボール大会出場（主に9月、練習会あり）
- ◆ 狛江市中学校親善ソフトボール大会（主に12月、練習会あり）
- ◆ 随時有志によるスポーツ交流の実施（ウォーキング、ゴルフ、フットサルなど）
- ◆ 随時懇親会の実施（主にイベント後に実施）
- ◆ その他

3. 会員

PTA友の会の会員は次による。

- ◆ PTA会員、OB有志、地域関係者
- ◆ 運営上必要と認められる者

4. 予算

予算は、原則として、参加者個人の負担によるものとする。ただし、主要行事については、PTAの活動費の一部を充当することができる。

5. 本友の会への参加形態、役員及び事務局

友の会への参加は、自由とし、かつ、運営はこの要領による（総会の開催なし）ものとし、役員は次による。

- ◆ 総代 1名・・・基本、PTA会員より選任（PTA役員を除く）
- ◆ 代表幹事 1名・・・PTA会長（事務局及び世話人）
- ◆ 幹事（各イベント開催時に適宜、幹事をおくことができる）

任期は、PTA会員期間中とする。

なお、総代はおやじのバレーボール大会又は親善ソフトボール大会のキャプテンを充てる場合がある。また、総代不在の場合には、PTA会長が代行することができる。

6. 情報配信

イベント等の情報配信は、配布物によるか、又はPTAメール配信による。PTA役員の了解のもと、運営委員会報告に掲載することができる。

7. その他

平成26年6月1日を以て“一中おやじの会”を改め“一中友の会”と称する。

編集 狛江第一中学校PTA

再編

改正

改正

改正

改正

改正

昭和63年度運営委員会

平成19年度運営委員会

平成20年度運営委員会

平成27年度運営委員会

平成29年度運営委員会

令和3年度運営委員会

令和5年度運営委員会